

静岡都市計画風致地区の変更（静岡市決定）

都市計画三保久能海岸風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
三保久能海岸風致地区	約 93ha	第 1 種風致地区 約 93ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

三保久能海岸の良好な自然的景観を維持するため、一部廃止及び変更する都市計画道路 3・5・74 号羽衣海岸線を根拠としている当該風致地区の区域を、本案のとおり変更する。

変 更 理 由

三保久能海岸風致地区は、駿河湾に面した砂浜と松原の景観が連続した良好な自然的景観を維持するため、昭和 40 年 3 月に都市計画決定（昭和 45 年 12 月に変更）した風致地区である。

当該風致地区の一部の区域は、都市計画道路 3・5・74 号羽衣海岸線を根拠としているが、都市計画道路の見直しに伴い、当該都市計画道路の一部区間について廃止及び変更が行われる。

そこで、三保久能海岸の良好な自然的景観を維持するため、都市計画道路羽衣海岸線の一部廃止及び変更に伴い、当該風致地区の区域を本案のとおり変更する。

変 更 概 要

	名 称	面 積	備 考
変更前	三保久能海岸風致地区	約 88.6ha	第 1 種風致地区 約 88.6ha
変更後	三保久能海岸風致地区	約 93.1ha	第 1 種風致地区 約 93.1ha

静岡都市計画風致地区の変更

三保久能海岸風致地区

(静岡市決定)

第 8 号議案附図

No. 1

位置図



